平成 28 年２月１日～

お知らせ〈 伝染病 〉

保護者様

小松川めぐみ幼稚園

お子様が伝染性の病気になった場合は、完全に治してから登園しましょう。
ご参考までに学校保健法に定められたものを付記いたします。出席停止の期間については、症状により医師が伝染のおそれがないと認められたときは、この限りではありません。

	病名	出席停止の期間
1	インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後３日を過ぎるまで
2	百日咳	特有の咳が消失するまで
3	麻疹（はしか）	発疹がなくなり、解熱した後３日を過ぎるまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺等のはれ発現した後５日を経過するまで
5	風疹（三日ばしか）	発疹が消えるまで
6	水痘（水ぼうそう）	発疹がかさぶたになるまで
7	咽頭性結膜炎（プール熱）	主な症状がなくなった後２日を過ぎるまで
8	結核	感染のおそれがないと認められるまで
9	腸管出血性大腸菌感染症	感染のおそれがないと認められるまで
10	流行性角結膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
11	急性出血性結膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
12	溶連菌感染症	熱が下がり発疹がなくなるまで
13	伝染性紅斑（りんご病）	症状により医師の指示により
14	手足口病	症状により医師の指示により
15	ヘルパンギーナ	熱が下がって全身状態が快復するまで
16	おう吐・下痢症	症状がおさまるまで
17	マイコプラズマ肺炎	咳が出なくなり熱が下がるまで
18	ノロウイルス・ロタウイルス	おう吐・下痢がおさまるまで
	その他の伝染病（　　）	

※　登園するときにお持ちください。

きりとりせん

園長　殿

完　治　証　明　書

＿＿＿＿＿＿組　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

病名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿月　　日から登園してもよいことを証明いたします。

平成　　年　　月　　日　　医師＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞